

総務財政委員会記録

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和6年11月28日（木）午前10時0分～午前11時55分 |
| 2. 会議の場所 | 第1委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（地域協働局）

1. 陳情第105号 旧葺合文化センター大ホール跡地に建設される建物等に関する陳情

（企画調整局）

1. 第74号議案 神戸市基本構想の策定の件
 2. 第75号議案 神戸市公立大学法人に係る定款の変更及び第4期中期目標の策定の件
 3. 報告 令和7年度兵庫県予算に対する提案・要望について（関係分）
 4. 報告 神戸2025ビジョンの令和5年度取組状況および改訂について

（市長室・行財政局）

1. 予算第25号議案 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
 2. 第76号議案 当せん金付証票発売の件
 3. 第77号議案 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 上 畠 寛 弘

副委員長 三木しんじろう

委員	萩原泰三	川口まさる	ながさわ 淳一	松本のり子
	平野章三	よこはた 和幸	平井真千子	坊池 正
	吉田謙治			

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（上嶋寛弘） ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日は11月27日の本会議で付託されました議案及び陳情の審査のほか、報告の聴取のため、お集まりいただいた次第でございます。

最初に写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日の協議事項については、追加協議事項を委員の皆様にお配りいたしておりますので、念のため申し上げます。

お手元の協議事項のとおり、本日は会計室、各行政委員会の審査は予定しておりませんが、これらの所管事項に関して質疑の予定はありませんか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） それでは、本日は私自身が選挙管理委員会に対する質疑を行いますので、選挙管理委員会に対する質疑は市長室・行財政局の審査の後に行い、その他については待機を解除いたしますので、御了承願います。

次に、私から御報告いたします。

令和7年度兵庫県予算に対する提案・要望につきましては、去る11月20日の常任委員長会議において当局から報告を受けました。このうち本委員会所管分については、この後、関係局から報告を聴取いたしますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

次に、陳情第105号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、地域協働局審査の冒頭に口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） それでは、さよう決定いたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（地域協働局）

○委員長（上嶋寛弘） これより地域協働局関係の審査を行います。

なお、審査の都合上、本日はこども家庭局職員も同席しております。

最初に口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初に居住区と氏名を述べ、内容を要約の上、5分以内に陳述を終えてください。

それでは、陳情第105号について口頭陳述を聴取します。

野上さん、前へどうぞ。それでは5分以内でお願いします。

○陳情者 中央区在住の野上明美です。今日は陳述の機会を下さってありがとうございます。

陳情の1は、葺合文化センター大ホール跡地建物の屋根に太陽光パネルを設置していただきたいということです。今年3月に神戸市の説明会がありました。そのときの説明では、設置を検討

したが予算がつけられなかったということでした。そのときは平面図をパワーポイントで映して説明をされました。分かりにくいのでプリントした図面を頂きたいと要望しましたが、まだ途中なので確定したらお知らせしますという回答でした。建設の準備が進んでいると思いますが、今までこのように決まりましたなどの説明はありません。

その後、5月の委員会に今回と同じ趣旨の陳情を出しました。審議の結果は打切でした。審議の中で、当局の説明で設置に1,800万円かかるということが分かりました。また、パネルを設置しても発電量はしれてるということでした。発電量は少ないかもしれませんが、生み出した電力の分は、石炭・石油・液化天然ガスなどの化石燃料の電気を使わなくても済みます。石炭・石油・液化天然ガスは、ほぼ外国からの輸入です。その金額は年間18兆円というふうに、私が調べました。これは、国富、国の富の流出です。日本は、自然エネルギーの大国です。太陽光・風力・地熱など自然エネルギーは無尽蔵で無料です。設備を設置するための経費は必要ですが、原料費は要りません。また、太陽光発電の画期的なシステムにペロブスカイト太陽光電池があります。薄くて軽く、壁にでも曲面にでも取り付けられる優れたものです。材料はヨウ素とメチルアンモニウムで国内で調達できるということなので、輸入の費用がかかりません。政府も実用化を検討すると言っています。自然エネルギーの技術は急速に進化していて、発電単価は年々安くなっています。1,800万円の予算が取れないなら、環境省の補助金を申請してはどうでしょうか。環境省は脱炭素化のために地方公共団体への補助金を予算化しています。令和5年度20億円、令和6年度も20億円です。また、まだ環境省へ申請していらっしやらないのなら、ぜひ申請を検討されるようお願いします。

陳情の2と3は、旗塚児童館と雲中地域福祉センターが大ホール跡地に移転した後の土地を業者に売り払うのではなく、地域の住民の要望を聞いて用途を計画していただきたいということです。このことについては、5月の陳情のときの審査結果について通知を頂きましたが、その中に、地域住民のニーズを取り入れて検討していくという当局の説明を了とするためとあります。住民の声はどのように聞いてらっしゃるのでしょうか。移転がまだ先だからというのではなく、ぜひ今から住民のニーズを聞く会などを開いてくださるよう要望します。私たちも少しずつ周りの人たちの声を聞いています。その中には、チルドレンズミュージアムなど画期的な、ちょっとすてきな提案も出ています。ありがとうございました。

○委員長（上島寛弘） それでは、陳情1件について当局の説明を求めます。

○三重野地域協働局長 着座にて説明させていただきます。

それでは、陳情1件につきまして御説明申し上げます。

陳情第105号旧葺合文化センター大ホール跡地に建設される建物等に関する陳情につきまして御説明いたしますので、陳情文書表を御覧ください。

こちらにつきましては、旧葺合文化センター大ホール跡地に建設を予定している施設の屋根への太陽光発電パネルの設置及び設置費用に対する環境省の補助金の活用検討と、現在の雲中地域福祉センターと旗塚児童館の跡地の利活用について、地域の発展に資する施設の建設及び住民の皆様の意見を聞く機会を設けることを求めるものでございます。

この陳情に対する神戸市の考え方を御説明いたします。まず、屋根への太陽光発電パネルの設置についてですが、現在、旧葺合文化センター大ホール跡地に建設予定の施設については、地域の人たちが気軽に訪れていただけるよう、敷地内に芝生広場等を設け、緑化部分を増やし、さらに屋根を少なくして自然通風や採光を取り入れるなど、環境面に配慮しながら開放性の高いデザ

インとなるよう設計いたしました。そのため、屋根の形状を考えると、太陽光パネルを設置できる面積が、学校などの他の公共施設に比べて限られてしまうこと。また、他の地域福祉センターの老朽化への対応等により修繕コストが増大している状況などから、事業採算性を考慮し、現在の設計においては屋根への太陽光パネルの設置は見送っております。

なお、御提案いただいた環境省の補助金につきましては、整備に当たって災害時に施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに、自立的に稼働する機能を有することとされていることから、太陽光発電設備に併せて蓄電池設備の導入も必須とされており、本市が当初検討していた予算よりさらにコストが増加する懸念もあります。神戸市全体の施策といたしましては、事業採算性も踏まえた上で、既存施設において優先順位をつけて太陽光パネルの設置を検討を進めているところですが、現在、当該施設の屋根への太陽光パネル設置及び当補助金の活用については考えておりません。一方、当該施設において資源回収ステーションの設置など、地球環境に配慮した取組については引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、現在、雲中地域福祉センターと旗塚児童館の跡地の利活用についてですが、移転後の既存建物等の取扱いについて、現時点で確定していることはございません。今後、全市的な観点から地域ニーズ等を踏まえて総合的に利活用の検討を進めていく必要があると考えております。

以上、陳情1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（上島寛弘） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、陳情第105号について御質疑はございませんか。

○委員（松本のり子） それでは、何点か質問させていただきます。

まず、先ほど太陽光パネルを設置する気はないというような答弁だったかと思うんですが、前回は、今はしないけれども、するかどうか今後分からないので、一応その場所だけはきちんと確保するというような答弁だったと思うんですが、それがしないという方向に変わったのはなぜなのでしょう、まずそれをお願いします。

○保科地域協働局副局長 現時点で考えておりませんということですので、今後、技術革新等により安価なものが出たとか、状況の変化に合わせては対応可能と考えております。

○委員（松本のり子） ということは、場所は一応置いておくと。ただ、今1,800万が高いからやらないということですよ。先ほど環境省の補助金だと、もっとそれを使ってしようと思えば、1,800万がもっと高くなるというような御答弁だったかと思うんですけれども、補助金を借りても高くなるというのはなぜなのかということと、あとやはり今あちこちで自然エネルギーの活用ということが言われている中、芝生をしっかりとつくるということですので、芝生の所によく電柱みたいなので太陽光をつくっている所も結構あるかと思うんですが、そういうような何か目に見えて、あ、こういう形で環境的に配慮してるんだなということが、地域の方、子供たちにも分かるような仕組みというのが必要かなと思うんですが、その点は考えられないのかどうか。

○保科地域協働局副局長 まず1点目、高くなる理由なんですけれども、環境省の補助金、先ほど申し上げましたように、採択の条件としまして、蓄電池の設置というのが義務づけられて、蓄電池がついているものについて補助されるということになっておりますので、現在、もしそこに太陽光パネルをつけるとしたら、蓄電池が特になく、今その発電したものを使うという試算で1,800万円。蓄電池をさらに置くということになりますと、蓄電池分がまたさらにかかりの金額がか

かると聞いておりますので、環境省の補助金を使おうと思うと、もともとの事業費が膨らむという試算になってございます。

2点目の芝生の所に何かほかの塔のようなものをつけられないかという御意見もあったんですが、今、子供たちが、近くにこども園もありますし、児童館と合築になりますので、子供たちが安全にそこで自然通風などを、自然採光の下で遊んでいただけるようにということで、安全にも配慮した造りになっておりますけれども、先ほど申し上げましたように資源リサイクルステーションですとか、別の形で環境の負荷を減らそうという取組を、子供でも分かるような取組を今後進めていければと考えております。

以上です。

○委員（松本のり子） 太陽光パネルの場所はそもそも置いておくということで、安くなったらそれをつけていこうかというような発想で、今、建設も進んでいると思いますので、やっぱりこの部分は何か考えていただきたいということを申し上げると、次に、あと今の雲中地域福祉センターと旗塚児童館、これの跡地を民間に売却をしないで、地域のものになるようなものにといいことなんですが、これは全市的に今後考えていくということなんですが、地域じゃなくて全市的に考えるというのは、どういうことを今考えておられるのか、ちょっと漠然としてたので、もう少し詳しく教えてください。

○杉浦こども家庭局幼保振興課課長 お答えいたします。

全市的に総合的に考えるということですが、全市的な観点から、地域のニーズ等を把握しながらやっていくというような考えでございます。

○委員（松本のり子） だから、具体的に今どういうことを、こういうもの、ああいうもの、そういうのが幾つか多分プランとしてあるかと思うんですが、それを具体的にお願いします。

○杉浦こども家庭局幼保振興課課長 こちらの土地に関しては——建物に関してですけれども、特に今のところ決まったものがないという状況になっております。

以上でございます。

○委員（松本のり子） よく分からないんですが、全市的に考えていくと。しかし、今決まったものはないということは、全市的に今必要なものがないということで、今から探し出していくということなんですが、普通だったら、これとこれが足りないから、じゃあここに設置、ここに造ろうかというのが普通の考え方かなと思うんですけども、全く今、何も考えてない。だけれども全市的なものをするというたら、なかなか地域の方も御納得できないかと思うんですね。

ここの地域というのは、地図で見てたら南北も一方通行だし、東西も一方通行だし。ということは、かなり道幅が狭くて、本当に大変だなと思うんですね。全部一方通行に囲まれた場所ですので、そういう意味では、やはりそういう狭い地域で、しっかりとおうちも建ってる地域なので、地域の人たち、そういった人たちの要望というのは、やはり聞いてあげること。全市的な何かここに地域と関係ないものがぼんとできるのでは、やはりちょっと問題かなと思うんですが、そういった地図上でもちょっと大変そうな、狭い所にいっぱい何かおうちが建ってるような感じがしますので、地域の声を聞くべきだと思うんですけども、それは全く聞かないという姿勢なんでしょうか。

○杉浦こども家庭局幼保振興課課長 すみません、お答えいたします。

今回、この用地等、代替性がないこともありますので、慎重に検討していかないといけないというふうに考えております。その中で、全市的な観点から検討をこれからする必要があるので

ないかというふうに考えております。その中では、もちろん地域のニーズの把握というのは非常に重要なことだと考えておりますので、そういう形で進めていくものというふうに考えております。

以上です。

- 委員（松本のり子）　じゃあ令和8年にこの建物が、旧文化センター大ホール跡地の建物ができますよね。そうすると、再来年には早々に出来上がりますので、そこから先に物事を考えるんじゃないしに、やっぱり並行して地域の方だって、どんどん出来上がっていくに従って、じゃあこの今ある地域福祉センターと児童館はどうなるんだろうかというふうに、この跡地はどういう活用をされるんだろうかとすごく不安にもなろうかと思っておりますので、いつ頃から地域のニーズを把握していこうと思いいいんですか。
- 杉浦こども家庭局幼保振興課課長　既存の建物のほうなんですけど、大分築年数も55年超えているようなところとなっております。そんな中で、どういう形でやるかというのはまだ決まっていない状況になりますので——今後どういう形でやるかというのは、本当、今の現時点ではまだ決まっていないという状況になります。
- 委員（松本のり子）　決まっていないのは分かるんですが、じゃあいつ頃から、8年にはもう稼働し出すから、この新しいところが。だから、いつ頃にその計画として、地域の声をまず聞いて、ここの建物を計画しようとしているのか、全く考えてないということなんです。それともあらかじめ考えているけど、まだ言えないということなんです。
- 杉浦こども家庭局幼保振興課課長　そうですね、ですから今のところまだ決まったことはないということを申し上げております。
- 委員（松本のり子）　分かりました。じゃあ決まり次第、地域にすぐに——神戸市が決めてからじゃないしに、決まってないんだから、地域の方のお話、まず要望などを聞くべきだと思いますが、まず聞いていただきたい、それはいかがですか。
- 杉浦こども家庭局幼保振興課課長　地域の皆さんも、我々のほうも児童館の移転とかに関してでも、地域の皆様の御意見を聞いたりとかして進めていたこともございます。ですから、地域のニーズの把握というのは非常に重要なことだという認識をしておりますので、そのような形で進められるものというふうに認識しております。
- 委員（松本のり子）　じゃあぜひ早急に聞いていただきたいということを申し上げます。今造っている大ホールの跡地の建物なんですけども、これは上が児童館になってますよね。児童館、今、子供たち、車椅子の子とかいろんな障害をお持ちの人たちもいるんですが、そういったときにちゃんとエレベーターとかエスカレーターとか、その辺はきちんと建物は設計されているのかということと、地域福祉センターは説明会では大きなホールを3つ、3分割ぐらいして、個々が使えるような、団体が、ということなんですけど、そのときにパーティションで区切る場合、隣のお部屋で使っている方の声が、それはきちんと聞こえないように、しっかりしたものになっているのか、その辺をお聞きします。
- 保科地域協働局副局長　1点目のエレベーターについてなんですけど、ちょっとこれまでも御答弁させていただいたことありますけれども、地域福祉センター、できるだけ広く使っていただくというのを最優先に置いておまして、2階建てのところも全市で何十か所かはあるんですけども、エレベーター等の設置は現在も雲中でも考えておりません。現在、設計にはついておりません。皆さん、ほかの地域福祉センターで昇降機等をつけている所もございますので、使い始めて

からもそういうものが必要ということになりましたら、検討させていただきたいと考えております。

あと、大ホールを区切つてのときの防音なんですけれども、基本的にほかの区役所等でも大きい所を区切つて使うということで、同じような設計になっておりますので、私も使っておりますが、それほど隣の声がないということはないんですけど、また使い始めてから特にそういうことが気になるというお話ございましたら、防音の壁につけるようなものもありますので、皆さんの御要望をお聞きしながら進めていければと思っております。

以上です。

○委員（松本のり子） 終わりますが、昇降機で対応すれば、例えば児童館を利用するお子さんにとっては、どなたかの援助をしてもらえないと自分は児童館に行けないと思いますよね。そうじゃなくて、だから自分の力で、車椅子であっても自分の力で行けるように、やはりそういったものは検討させていただきたいと思います。小学校だってそういう子供たちが入ってくるとなったら、4月入学式までに必ずエスカレーターはつけるというのが言われてますので、そういう面では小学校の子供たちが、主に低学年の子供たちが通う児童館ですから、ぜひこれは昇降機ではなくて、再度検討させていただきたいということを申し上げると、一日も早く、やっぱり説明会をやって、2回ほどして、それから全然今されてないということですから、みんなが、地域の人皆さんが望んでいるものにできるようなものにしていただきたいということを、そのためにも地域に説明会を絶えずやっていただきたいということを申し上げて、じゃあ終わります。

○委員長（上島寛弘） 他に。

○委員（吉田謙治） 最初にちょっと苦言を呈しますが、一体全体住民の皆さんにどういう説明をしているのか、今のやり取り聞いてて、ちょっと不安になりました。どういうことかといいますと、例えば全市的観点からおっしゃるんですね。全市的観点から検討すると。これ、失礼ながら松本議員も、ちょっと議論の擦れ違いがあったんじゃないかと思うんですね。全市的観点からというと、要は地域に関係なしに、神戸市全体のニーズを考えて検討するというふうにも聞こえるんですよ。実際、全市的観点から検討するというのはどういうことなのかといたら、これは私の理解で、通常皆さんのやり取りの中で理解しているのは、こども家庭局の皆さんが地域から聞いているニーズだけではなくて、福祉局が地域のいろいろ御要望ありますよね、例えば御高齢の皆さんのためにこんなことをしてほしいとか、あるいは危機管理のほうについては、災害のときにこんなことをしてほしいと思っているんだとか、地域の皆さんの御要望って種々ですね。担当しているのは、再度言いますがこども家庭局だけではないんですね。

したがって全市的観点から検討するという事は、地域の皆さんの様々な御要望、これ行政というのは縦割りになってるので、幾つもの局が関連してるので、そういう関連局全体にわたって地域の皆さんにはどうかということを検討するのが、全市的観点からの検討じゃないですか。その一番基本的なところがきちんと理解されてないというのは、恐らく住民の皆さんもそうじゃないかと思うんですよ。

ほかにも費用対効果の話が出てきます。1,800万ほどかかるという御説明があった。さらに蓄電設備をつけるともっとかかる。じゃあそこで得られる電気といいますか、エネルギーは金銭換算すればどれほどなのかということについても議論があったと思います。その実は1,800万対年間何十万って聞いてますけども、単純にその1,800万対何十万という話ではなくてね、先ほど陳情者の方も口頭陳述でおっしゃっておられたように、再生可能エネルギーの活用であったり、当

然その裏側としては化石燃料を使わないと、消費量を減らすということが大事なんだと、これ大変ごもつともな話なんです。費用対効果というときは、実はこちらのほうが大きな問題でね、神戸市にとって環境局中心になってやっていますけども、こういった化石燃料を使わない、まさにSDGs 貢献都市と呼んでるので、標榜しているわけですから。そうすると、その目的を達成するために、市民の皆さんからお預かりをしている税金を1円たりとも無駄にはいけないという観点からすれば、こういう化石燃料対策ということについて、最も効果的な再生可能エネルギーを設けていくといえますか、そういう装置を設けていくということを考えたときに、この今、陳情者がおっしゃっているような場所ですね——屋根の上ということですけど、所に設置することが効果的なかどうかという議論が別途あるわけです。

したがって、先ほど御答弁してらっしゃったように、ここで単純に費用が合えば設備が安くなって、それなりに売れる電気も値段が上がってですよ、ここで実は採算が取れるということになったとしても、単純にそれやっていいかどうか、どうして地域協働局は判断できるんですかという問題があるわけです。環境局に相談しないといかんのじゃないですか。市民の皆さんの税金を使うわけだから。だから、そういうことをきちんと御説明した上で、予算がつけられなかったこれが理由なんじゃないかと思うんです。これ、予算がつけられなかったなんてことを言うとな、失礼ながら皆さんがよくおっしゃってる、なかなか予算がないんですとか、あるやないかと、1兆8,000億円も年間予算組んでるわけだから、お金がないわけじゃない。けども、そういう言い方をふだんしてるもんだから、予算がつけられなかったっていう話がね、予算が足りないからとか、お金がないからみたいに聞こえてくるわけです。そういう話ではないんじゃないかと私は思うんです。

したがって、こういうような御説明をしていただくときに、まさに住民に対して、まさに地域協働局ですから——非常にきついことを言って申し訳ないんだけど、これ説明が一体どうなるのかなど。住民の意見聞くことは、これ当たり前の話で、じゃあどうして今聞かないのかと、こういう話になるわけです。どうして今聞かないのかとあって、これ先ほどの全市的観点からということはどうなるかというたら、これこども家庭局さんのほうで特段地域のニーズがもうなければ、先ほど申したほかの局で聞いてもらう必要があるわけです。これどうするかというたら、手続的には一旦、こども家庭局さんが持っておったもんなんだけど、全市的というのは、これ例えば管財のほうへ上げるわけでしょう、行財政局の。管財に上げて、管財がまさに各局の皆さん、この地域でいろいろニーズ聞いてってかも分からへんけど、何やったらええかということを知りたいわけでしょう。ここにお越しになっているのは地域協働局、こども家庭局だけやないですか。まだそこまでの段階に行っていないという話ですわね。いつ話を聞くのかというよりも、全市的観点から話を聞きたいので、いついつ管財に上げて、全市的にやっぱり皆さん、地域で聞いてませんかと。まさに地域協働局さんは区役所も所管してらっしゃるわけだから、一番御存じなのは、多分区役所やと思うんですね。区役所にもおられたからよく御存じなわけだけでも、その地域のニーズを区役所も行って、地域の皆さんに御意見を伺うと。そのタイミングに行っていないのは、まだ今のところこども家庭局が所管しているという状態があるからであって、これをいつの段階で上げていくのかということの予定ですね、予定としては僕は御答弁いただけるんじゃないかと思うんで、ちょっとルールを私が勝手に言いましたけど、その辺のことについて、ちょっとすみません、地域協働局長として御答弁願えたらありがたいです。

○三重野地域協働局長 大分答えを全部言っていたいたみたいになんていうんですけども、

おっしゃるとおり、ちょっとそれぞれの所管がまたがっているところもございまして、なかなかここで確定めいたことは言いにくいんですけども、今おっしゃるとおり、まず1点目、全市的な観点でというところは、行財政局にまず——今はこども家庭局所管ですけれども、そこから行きまして、そこでまず各局のニーズを確認して、その際には地域の方々、区役所にも確認をしますし、その際には区役所のほうも含めて、地域のほうの御意見も聞いた上で、ニーズを受けた上で、それで判断していくというような流れになると思います。ですから、これは来年度以降にそういうことの手続に入っていくというふうになっていると思います。

それともう1点、太陽光パネルにつきましては、これも私ども、ちょっと説明いたしましたけれども、環境局のほうの優先順位をつけて既存の施設で一番効率のいいところ、学校の屋上とか、そういったところから順次そういうのを整備をしていこうという方向になっておりますので、うちは設置できるような屋根の準備はしておりますけれども、そういう意味で、ちょっと説明いたしましたように、屋根の面積も少ないですし、発電できる電力も少ないということで、優先順位は低いんですけども、将来的にはその順番が来ればできるっていう可能性はあるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

- 委員（吉田謙治） 非常に細かいことを言って申し訳ないですけどね、地域の方々が、やっぱり失礼ながら少しずれが出てくるのは、神戸市役所のニーズが実はあるわけじゃないんですよ。行政自身が、行政独自のニーズなんかあるわけじゃないんで。市が言ってるニーズというのは、市民総体の、市民の皆さんがこうしてほしいとか、こういうことをやってほしいというようなことを受けて実践しているわけだから、何かね、神戸市のニーズがあってね、住民のニーズがあって、別々のもんだみたいなどころが出てくるわけです。これは地域住民の皆さんのニーズと、あえて言いますと、市政全体に関わるいろいろ行政課題は、全市民に関わる行政課題というかニーズもあるわけだから、そのことと市民全体のニーズと、個別のと言ったらちょっと語弊があるかも分かりませんが、地域地域の住民の皆さんのニーズとをどう調整していくかというのは、皆さんのお仕事で、我々の仕事なわけですよ。

ここで全市的などと言ったときに、ほかの地域の市民の皆さんから、ここに何らかのニーズがあるかといったら、ないとは言えませんよ。例えば、先ほど陳情者の方もおっしゃってたチルドレンミュージアム——ちょっと中身よく分かりませんが、子供たちのためのミュージアムをつくらうということになると、これ何もこの地域のお子たちだけじゃなくて、神戸市内のお子たちのためにすばらしい施設をここへ造ろうじゃないか。そのことを、お子さんたくさんいらっしゃるんだけど、たくさんお越しになるとちょっとうるさいねというお声も出るかもしれないから、そこんところは、いやいや地域としてちゃんと理解しますよと、ぜひこれやってください、神戸市全体の子供たちのためにやってくださいということやったら、じゃあやりましょうと。これは全市民のニーズと地域のニーズがぴたっと合うケースですよ。地域のためだけのものであっても当然構わない。地域住民の皆さんのニーズに応じてやるというケースも出てくる。だから、そこんところをどう調整していくかということが、現実の皆さんの仕事ということになってくるので、くどいようですが、先ほど申し上げたように神戸市役所のニーズなんてあるわけじゃないんですよ。あるわけないということをはっきり言っていたかないと、今申し上げたような、まさに市民のニーズというのをどう捉えるか。

それはやっぱりどうしても当たり前の話なんですけど、その当該地域の住民の皆さんのニーズ

を、僕はやっぱり優先すべきなんだろうと思うんです、原則はね。ただ、それが全市民に見たときに、より全市民の皆さんにとって重要であれば、地域の皆さんに御理解いただけないかということをお相談するというケースが出てくると思うんですけど。ただ、今の段階では、そういうのが今どうもありそうにないような雰囲気なのでね、やっぱりこれはもう当たり前ですけども、神戸市が勝手に地域住民の皆さんの意見を聞かないで何らかの仕事をするなんてあり得ないですよ。あり得ない。これ全市民に上げたところで、いろんな局がね、特段この地域の皆さんから何も聞いてませんと言ったら、行政側の事業ニーズがないわけですよ、事業目的が立たない。事業目的が立たなかったら、当たり前だけど何の計画も生まれませんし、予算がつくはずもないし、つまり何もできない。

ちょっと脱線しますが、神戸市内ね、各局手挙げてもらおうと思ってね募集しても、全然手挙がらへん土地いっぱいありますでしょう。じゃあどうしてるかというたら、そのままですよ。下手したら西区なんかもありますけど、4～50年ほったらかしの土地ありますよ。地域から特段お声がないから何もしてないわけ。でも、これをやってほしいということがあればね、地域の皆さんの御要望にお応えをして、費用対効果とかいろいろ課題は出てくるけれども、やっぱり地域の皆さんのニーズが大事だから、必ずどっかで皆さんの、別に区政懇もあるわけだから、別にわざわざ何とか要望懇談会って設けなくてもね、毎年やってるやないですか。当然この地域の皆さんも、自治会・連合自治会を通して区政懇で御要望を出してらっしゃるはずなんです。当然このテーマも出てくる。地域住民と言ったときに、今度は誰が地域住民の意見を、総意をおまとめいただくのかという課題もありますよ。通常、大体連合自治会単位で区政懇をやってらっしゃるんで、その中でどんな御意見なり御要望が出てくるかということの状況だったって、説明してもらわないとよく分からないですよ。ニーズがあるのかないのか。意見聞くのはもう当たり前のお話なんです。そういうこともちゃんとプロセスも説明していただくといい必要があると思うんですけど、いかがでしょう。

- 三重野地域協働局長　ちょっと繰り返しになりますけれども、この土地も含めて、神戸市でこういった土地が出た場合は、地域の方々の意見を聞きながら進めていくというのは当たり前というか、これまでもずっとやってきておりますし、今後もそういう形で進めていきたいと思っておりますので、それをちょっと地域の方にももうちょっと分かりやすく、区役所と一緒に説明できるようにしていきたいとは思っています。

以上です。

- 委員（吉田謙治）　以上で結構です。
- 委員長（上嶋寛弘）　他に質疑はございませんか。
- 副委員長（三木しんじろう）　ちょっと僕のほうから1点お聞きしたいんですけど、この葺合文化センター、歴史ある建物の跡地には、児童館とか地域福祉センターが入るということで、令和8年に完成というふうにお聞きしてるんですけども。この中の陳情のほうに出てきております、その北側の今のある地域福祉センターと児童館の跡地に関してなんですけれども、これ当然、令和8年になったら移転して新しい建物の中に入ってくると思うんですけども、せっかく今日はこども家庭局の方もいらっしゃいますのでお聞きしたいんですけども。この例えば北側に今現状ある児童館も含めて、かなり老朽化していると。雨漏りもしているということなんですけれども、これは令和8年までは取りあえずその場所で今の機能をもたせるというような考えでよろしいんですかね。

○森下子ども家庭局子ども青少年課長 お答えします。

旗塚児童館につきましては、来年度の移転までは現状の施設を引き続き活用するというので、当然、活動、利用に支障がないように、御指摘のような不具合につきましては、その都度修繕等で対応してまいりたいと考えております。

○副委員長（三木しんじろう） これ地域の方にお聞きしたら、中にもう雨の降ってる日はバケツを置いたりして運営をされているということなんですけれども、これ僕自身は、学校内での学童が、児童館機能とかある程度令和8年まで雨漏りがしている状況を改善するためにも、少し違う場所に移転して、こういう何か新たな場所というのを探すこととか、また今回、北側の場所ですよ、これがやっぱり皆さん、跡地どうなるかという御不安もあると思うんですけれども、このあたりの何か今めどというかあるんでしょうか、2点お聞きしたいと思います。

○森下子ども家庭局子ども青少年課長 現状の旗塚児童館、老朽化は確かに進んでおりますけれども、今のまま使うということですね。周辺への移転地につきましては、例えば雲中小学校区内で児童さんが安全に移動できるという適当な場所がありますとか、土地・施設等がなかなか確保できるというのが難しい状況でございますので、現在の施設につきまして継続して使用するというので、現状の計画となっております。

○杉浦子ども家庭局幼保振興課課長 既存の施設の方です、御指摘のとおり55年以上たってる、古いということで、なかなかこれを活用して使うというのは難しいということは考えておるんですが、特にその後のことですね、今決まっていることはございません。

以上です。

○副委員長（三木しんじろう） これはやはり令和8年新しくなりますから、もう近い将来の話です。これ、皆様も子供たちの施設と、あと地域福祉センターとかいろいろできるわけですから、北側がやはりどうなるかというのは、やっぱり地域の方が気にされるのは当然だと思うんですよ。これなかなかの広さがありますし、土地の形からしたら、いびつと言うたらあれですけども、先に南側が2か所できて、北側の当然、今現状あるものが残るわけですから、どういうように活用していくかということも、もちろん神戸市のアイデアも必要だと思いますけれども、やはり地域の方々にとってどういうものができて、どう活用できるのかということも、やはり気になるところだと思います。この件については、やはり太陽光パネルの件もそうですけれども、どういうふうな設計になるかとか、今後の跡地についてはどういうふうにするのかということも、同時にやはりしっかりと丁寧に説明していただいて、地域の方のためになる——かなり歴史があって、住宅街といいますか、にある場所ですから、やっぱりその辺も含めて、子ども家庭局とかほかの局とも連携しながら、地域の方から御意見をお伺いしながら進めていただきたいというふうにご要望させていただきます。

以上です。

○委員長（上嶋寛弘） よろしいですか。他にございませんか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） 私から質疑しますので、副委員長と交代します。

お願いします。先ほどエネルギーの観点からも、化石燃料に海外に依存していることなくエネルギー自給率の観点からも、そらまあ大切なところであるなというふうに思っているんですけども、そのエネルギー自給率の観点でいうと、やはりこの太陽光パネルの在り方は、検討はされてなかなかコスト面もということをおっしゃられたと思うんですけども、実際にこの太陽光パネル

を想定するときに、国内産の太陽光パネルなのか、海外産の太陽光パネルなのかという観点では、その観点で別になく考えられた上でのコストなのか。国内産になったらもっともっと高額にはなってくるんですけど、やはりその辺りの観点を踏まえてやらんといけないと思うんですよね。そこら辺は検討としては多分してませんよね、いかがですか。

○**三重野地域協働局長** ちょっとまだ確認はできないですけども、そこまではしてないという状況でございます。

○**委員長（上畠寛弘）** そうなんですよ。だから、何か先ほどエネルギー自給率とか、国内の電気というふうなほうをおっしゃられましたけども、今の太陽光パネルの日本における状況って7対93で、93、海外産なんです。国内になったらめちゃくちゃ高く、到底これなかなか使える状況ではないんですけども、やっぱりその辺りの観点も踏まえて、国内産か海外産かという、そういった視点も必要だと思います。海外産のうちの多くが、これ中国産のパネルなんですよ。さらにこれアメリカのほうの公聴会のときも指摘されておりますけども、太陽光パネルに使われておりますシリコンウエハという多結晶のところがあるんですね、高純度の多結晶のシリコンウエハ、これはまあ必ず太陽光パネルには必要なものですが、その太陽光パネルをつくっている中国の中でも、ウイグル自治区でこれ人権問題になっているところで作られていること、これに関しては米国において、これ調査もされて分かっております。

じゃあ当然ながら、自然エネルギーは大事かもしれません。その国内自給率、エネルギー自給を高めるのも大事かもしれませんが、そんな単純に太陽光パネルって全体のことを考えると、やっぱり実態として国内産か海外産か。ほとんどは日本のこのシェアが今、中国産が取ってる中で、じゃあ中国産の実態というたらウイグルの実態で、もう悲惨なことになっているわけですよ。神戸市内にもウイグル人いますけども、そういう状況とかもあったり、実際に海外のところでもそうやって分かっている中で、いろいろ問題になっているところもありますから、これに関してレポート載っておりますので、ぜひそういったところも踏まえた上での太陽光パネルということも考えていただきたい。国内産なら歓迎します。それは国内において資するものですから、単純にそれがじゃあ全部一緒くたになってたら、何の意味もないどころか、むしろ人権侵害にも加担しかねないというところがございますので、そういったことはきっちり気をつけていただきたいなというふうに思いますので、何でもかんでも太陽光パネルではなく、国内産の太陽光パネルをぜひお願いしたい。それじゃないと結果としてエネルギー自給率、何もなりませんから、この点も踏まえて環境局とシェアしてください。いかがですか。

○**三重野地域協働局長** その辺りも今日の御意見も踏まえた上で、環境局と協議したいというふうに思います。

○**委員長（上畠寛弘）** 太陽光発電協会とか、様々な各種そういった太陽光に関する業界団体もレポート発表しておりますので、そういったソースにも基づいて、御判断をいただきたいなというふうに思います。

一方で、化石燃料云々かんぬんのところでありまして、環境局は今すばらしいことに、これまで大阪市・京都市と脱原発の株主提案というようなことをしてございましたけども、それはもうやめて、きっちり既存の原子力発電は活用した上で、その電力についてエネルギー価格も高騰してますから、国民生活を守るためにも原子力発電を活用していこうというふうな方向での質疑も環境局が今してくださっておりますので、そういった観点からも、海外に依存せず、今ある既存の原子力発電をしっかりと活用していくという方向が今、神戸市の環境局も、関西電力の株主とし

て質疑もしてくださっている状況もございますから、そういった観点もしっかり市民の皆様所周知していただいて、原子力発電の活用とかいうことも一定、決して表面上だけの自然エネルギーだけじゃないよということも知っていただくことも、これ1つ広報として大事なのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

市民の声の広聴をする部分という、これは市長室にも責任がやっぱり必要になってくるのかなと思いますけども、ぜひ地域の声聞いたときに、結局、一部の人たちの声だけになっているというケースがあって、結果として、要は別に町内会に出てるわけでもない、何か団体におけるわけでもない、業界の方でもない方が、結局、その声が結構いっぱい届いたことがあって、それがあある意味、マジョリティーというふうに、多数派やと思ってしまったら、実のところは実はそれはマジョリティーじゃなくて、ほんまの市民の声っていうのはあると思います。その表面化していない本当の市民の声をしっかりと傾聴して、それを広聴して市政に生かしていくというところが、まさに地域協働局や市長室の皆様のお仕事だと思いますので、ぜひ、聞いてみた結果、それは実は本当に一部の方々の声だけで、それは結局、多数派の方々の声ではなく、それって本当に子育て世代の当事者の方々の声ではなかったとか、そういったケースもありますから、真に市民の皆様の声をしっかり傾聴いただいて、中央区民の皆様にとっても御納得いただける、だから、その一部の人だけの声ではなく、全体の意見をいかに拾い上げるかという、この観点、これがまさに大事だと思いますし、そういった点では、団体とかそういったことだけではなく、eモニターとかいろいろな制度もありますが、そういう広く取り上げてください。本当に一部の人だけの声っていうの、大きい声だけがそれは声じゃありません。声も出してないけども、ふだん働いている方々のそういった勤労世代の人たちが、じゃあどうやったら使えるかとか、そういったところもあると思いますし、子育て世代の声もあると思いますので、そこの拾い上げ方というのを、ぜひ判断していただきたいなと思いますので、このあたりは見誤らないようにしていただきたいと思いますが、局長の御見解はいかがでしょう。

○**三重野地域協働局長** 今、委員長がおっしゃっていただいたことは、本当に神戸市全体、我が局の、本当課題だというふうにして思っております、一部の声とか一定の団体の声だけじゃなくて、幅広く声を拾うということは、今もどういうやり方がいいかというのを検討しておりますので、そういったことも含めて、この件だけじゃなく、これは今後ともそういう姿勢で臨みたいというふうにして思っております。

○**委員長（上嶋寛弘）** ぜひお願いいたします。パブリックコメントも神戸市の状況を聞きますと、時にはもうコピー・アンド・ペーストで、これ組織的にやったんじゃないかみたいなこともあったりして、パブリックコメントはある種、市民の声を聞くためなのに悪用しているようなケースも一般的になってきているような状況も、かつて神戸市もあったというふう聞いてます。市長も御答弁でも、いや、見たってこれコピー・アンド・ペーストで同じような内容ばかり書いて、それが全く誰かがつくった文章をそのまま出しているかのようなこともあったというふうにも、以前御答弁でもそういった趣旨の答弁もありましたので、その辺りしっかり、本当にこれは市民の1人1人の自発的な声なのかどうかということは大事なところですから、ぜひともお願いいたします。

以上です。

○**副委員長（三木しんじろう）** それでは、上嶋委員長と交代します。

○**委員長（上嶋寛弘）** では、この際、地域協働局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） 御質疑がなければ、地域協働局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

この際、企画調整局が入室するまで暫時休憩いたします。当局がそろい次第、再開いたします。

（午前10時47分休憩）

（午前10時50分再開）

（企画調整局）

○委員長（上島寛弘） ただいまから総務財政委員会を再開いたします。

これより企画調整局関係の審査を行います。

それでは、議案2件、報告事項2件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○辻企画調整局長 企画調整局でございます。では、着座にて御説明させていただきます。

それでは、議案2件、報告2件につきまして御説明を申し上げます。

総務財政委員会資料の1ページを御覧ください。

第74号議案神戸市基本構想の策定の件でございますが、現行の基本構想が令和7年度末に終期を迎えることから、令和5年度以降、多様な市民の参画を得ながら議論を進め、今年度4月より計3回の神戸市総合基本計画審議会での議論及びパブリックコメントの結果を踏まえまして、新たな基本構想の検討を行ってきたところでございます。この間、総務財政委員会におきましても、策定方針、またアンケート等の意見収集の状況、さらには素案の取りまとめ、パブリックコメントの結果など、それぞれ各段階におきましての御報告を申し上げてきたところでございますから、御意見をいただきながら進めてまいりましたけれども、このたび神戸市議会基本条例第8条第1号の規定に基づきまして、本議会の議決を得た上で策定しようとするものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

第75号議案神戸市公立大学法人に係る定款の変更及び第4期中期目標の策定の件でございます。

地方独立行政法人法の改正に伴いまして、神戸市公立大学法人の定款を変更するとともに、神戸市公立大学法人中期目標を定めようとするものであります。中期目標につきましては、6ページ以降に全文を記載をしておりますが、本件は地方独立行政法人法に基づき、神戸市公立大学法人が令和7年度からの6年間に達成すべき業務運営に関する中期目標を市長が定めようとするものでございます。国の中央教育審議会中間取りまとめにおきましても、急速な少子化を危機と捉え、雇用環境の変化、東京一極集中の加速化など相まって、高等教育機関を取り巻く環境は極めて厳しい状況になると予想される中、法人におきましても危機的な経営環境の変化も予想されるところでございます。同時に、設立当時の環境とは大きく異なりまして、市立の高等教育機関として果たすべき役割が変容をしている状況も十分に踏まえつつ、地域を基盤とする人材育成機能の中核を担う高等教育機関として、一層の地域社会への貢献や地元企業との連携、人材輩出力の強化などに全力で取り組む必要があることから、神戸市外国語大学・神戸市立工業高等専門学校及び両校の連携並びに業務運営等に関する事項等8項目にわたる目標などをそれぞれ定めようとするものでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

令和7年度兵庫県予算に対する提案・要望のうち、企画調整局関係分につきまして御説明を申し上げます。

17ページを御覧ください。

8. 子育て環境・保健・福祉・医療の充実のうち、1)多様な高校教育環境の維持といたしまして、大阪府の高校授業料無償化による影響への対応策の検討・実施を要望いたします。

18ページを御覧ください。

9. 地方創生・権限移譲の推進のうち、1)県市協調の取組の推進として、地域創生に向けた県市協調の取組のさらなる推進を、2)事務・権限及び税財源の移譲として、県から市への事務・権限及び税財源の移譲を要望いたします。

続きまして、19ページを御覧ください。

神戸2025ビジョンの令和5年度取組状況及び改訂につきまして御説明を申し上げます。

1 概要でございますが、神戸2025ビジョンのテーマ、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けた令和5年度の取組状況及び神戸2025ビジョンの改訂案につきまして御報告をいたします。

20ページを御覧ください。

令和5年度の取組状況でございます。全体的な取組状況といたしましては、おおむね順調に進行しており、遅れが生じていたK P Iにも改善傾向が見られております。また、新型コロナウイルスの影響も少なくなり、外国人の宿泊客数など人の移動・集積に関する指標を中心に、大きく数値を伸ばすものもございます。引き続き着実に取組を推進し、まちの魅力のさらなる創出をはじめ、デジタル化や外国人観光客の受入環境整備など、各施策をより一層進めていく必要があると考えております。

21ページから34ページにかけては、ビジョンに係る7つの基本目標ごとに、令和5年度に実施いたしました主な取組と数値目標及び主なK P Iの進捗状況を掲載するとともに、35ページから41ページにかけては、参考資料として全ての数値目標及びK P Iに関する実績一覧表をおつけしておりますので、後ほど御参照ください。

42ページにお進みいただきまして、神戸2025ビジョンの改訂につきまして、神戸市議会基本条例第9条第2項第1号に基づき御報告を申し上げます。

改訂の詳細につきましては、43ページにかけては新旧対照表に記載してございますが、主に改訂時期を踏まえた時点更新を行ってまいります。

また、参考資料といたしまして44ページ以降に、神戸2025ビジョン改訂案となる第4版の全文をおつけしておりますので、後ほど御参照ください。

以上、議案2件、報告2件につきまして御説明を申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（上嶋寛弘） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、第74号議案神戸市基本構想の策定の件について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） 次に、第75号議案神戸市公立大学法人に係る定款の変更及び第4期中期目標の策定の件について、御質疑はございませんか。

○委員（松本のり子） 先日の外特委で私どもの会派より指摘をさせていただきましたが、国立大

学の運営費交付金が毎年のように減少している中で、その流れに連動して法人への運営費交付金が減らされていくのではないかとすることを危惧しているところです。神戸市から法人への運営費交付金は国とは異なり、毎年協議によってこれが決められているということですが、長期的な展望に立って運営費交付金が安定的に措置されると言えるのかどうか非常に疑問です。今回も市は第4期中期目標において、財務内容の改善に関する事項に、運営費交付金への依存度を減らすことを目標に盛り込んでいます。法人及び両校が持続的に発展できるような財源を、今後、確保できるのかということが、この依存度を減らすという文言の中で確保できるのかということが心配なんです、この辺はいかがでしょうか。

- 中野企画調整局部長 運営費交付金の話でございますけれども、先ほど委員のほうから御紹介いただきましたとおり、神戸市におきましては毎年度の協議という形でさせていただいております。運営費交付金の関係ですけれども、地方独立行政法人法上でいいますと、公立大学法人には運営費交付金について、住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるということが書かれておまして、これに留意をしまして、適切かつ効率的に使用することというふうにされております。

そうした観点から、次期中期目標案におきましては、法人の自立的かつ持続的な経営の基盤を確保するために、各種補助金、共同研究・受託研究資金、また寄附金等の外部資金でありますとか、また効率的な資産運用、積極的な保有資産の活用による財源の多元化、収入の増加を図るとともに、財務状況の分析に基づきまして、適切な予算の配分・管理に努めるよう求めているところでございます。こうした自主的な努力をしていただくこととあわせまして、神戸市として法人及び両校が今後も選ばれる高等教育機関となるように、必要な運営費交付金を措置することが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

- 委員（松本のり子） この大学そのものが、本当に運営費交付金を減らされていく中で、やはり地域に還元しているというところもありますし、広く本当に神戸の公立大学として、地域には役立っているなど感じるんですね。例えば、この3番では、地域貢献・社会貢献に関する事項ということがいろいろ書かれております。この中で、やはり今もUNITYがなくなっても、外大サテライトということで大学が独自に開いて、地域社会との接点を引き続きつないだりしているということ、あるいは市内就職率で優秀な学生さんたちの向上をはじめとしていると。この神戸の特徴である国際都市としてのブランド向上にも向けて、この大学が果たしている役割もないとは言えないと思うんですね。そういう意味では、そういうところを勘案して、やはりこの6番目の財務内容の改善に関する事項というのは、もう少し検討をし直していただきたいなど、この依存度を減らして自分らも頑張れというような、何かそういうようなのを感じるんで、ここはもう検討し直していただきたいということを要望して終わります。

- 委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

（なし）

- 委員長（上畠寛弘） 他になければ、私から質疑をいたしますので、副委員長と交代します。

では、質疑をさせていただきます。

今の御説明ございました。神戸市公立大学法人、特に外大についてでございますが、2023年度末の卒業生の市内就職率が8%にとどまるなど、地域への人材輩出、若年人口の定着といった観点で、神戸市になかなか十分な貢献がなされているのかなとは言い難い認識でございます。この

点について9月の決算特別委員会局別審査において、やはり多額の一般財源を投入して公立の外国語大学を運営する意義についても、これ問わせていただきました。この点について、ここはやったんですけども、なかなかまだまだ私は納得はできていない状況でございます。

このたびの第4期中期目標に、卒業生の市内就職率の向上や、市政課題解決に向けて当事者意識を持って主体的に貢献するといった表現が明記されたことは、一定評価してございます。今後、この中期目標に沿った様々な取組を外大に求めていく必要があると思いますし、この点については、その外大の役員の皆様、公立大学法人の役員の皆様だけではなく、やっぱり教えてらっしゃる教授陣の皆様方にも御理解していただきたいし、職員の皆様方にも御理解していただいて、当然ながらやっぱり神戸市民の税金が入っているという観点を重々分かっていた上で、ともにそれは取り組んでいただきたいなと思うところでございます。

一方、18歳の将来推計人口は今後減少して、大学進学率の上昇をこれまでのように望むことも難しい中、高等教育機関を取り巻く環境は極めて厳しい状況であります。今まで以上に危機感を持って大学運営に取り組んでいく必要があることから、やはり神戸市内部の議論にとどまらず、有識者や専門家などの外部からの意見も頂きながら、この公立大学の在り方を検討していく必要があるのではないかと思います。この点についてお考えを教えてください。いかがでしょうか。

○**辻企画調整局長** 御指摘ありました決算特別委員会の局別でも御答弁させていただいたところでございますけれども、経営者である理事長・学長のほうも、いかに学内に浸透させていくかということも重要でございます。特に公立大学でございます神戸市外大におきましては、設置団体である神戸市への地域貢献、この辺が非常に重要かというふうに考えてございまして、今後の外大の役割なり在り方をどう考えていくのかということにつきましては、この中期目標なり、それを受けた形の中期計画なりで、しっかり策定していただくようお願いしていきたいというふうに考えてございます。

御質問にもございましたように、実際に毎年、外大だけで14～5億の一般財源を投じてきているということでございますので、これ当然ですけれども、この中期目標というのは当然、中期経営計画的な要素ももちろん含んでございますので、これは公立大学法人だけではなくて、国立も私立もそうですけれども、当然、大学経営については経営的なマインドも必要になってくるということかというふうに思いますので、そういう意味で、こういった市立の特に公立大学法人につきましては、地域社会の貢献というものが、ほかの国立・私立よりも高い意識を持ってもらう必要があるのではないかなというふうに正直思っております。

そういう中で、今、御指摘もございましたですけれども、2023年度末の卒業生でございますけれども、今、市内全体で大体2割弱ぐらいですね、市内定着率がですね。ただ、神戸市外大の卒業生の市内就職率は今8%ということで、そこからさらに半分程度となっております。当然これ学部にもよりますので、国際的な全国的な人材の輩出とか、東京の一極集中とかいうことで、神戸市内の卒業生の市内就職率が低い理由もあろうかと思っておりますけれども、そうした点を差し引きましても、他の市内の国公立大学と比べましても、やはり就職率がかなり低いということでございますので、御指摘あったような形で、多額の一般財源を投入している公立大学として運営する以上、本校の卒業生の市内定着などの地域貢献なり自立的運営を、法人に対しては強く求めていく必要があるというふうに考えてございます。

今、そういう中で、自主的な努力をしていただくこととあわせまして、今御指摘をいただきましたですけれども、設置者である神戸市といたしましても、こういった有識者や専門家などの一

部からの御意見ということがございましたですけれども、そういうこともしっかりお聞きしながら、法人が果たすべき役割なり、地域貢献の在り方について、しっかりと検討も進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

- 委員長（上嶋寛弘） 分かりました。ぜひ今おっしゃられたことは、やっぱりこの危機意識が、この神戸市議会と神戸市当局の中だけのことであってはならないと思うんですね。やはり神戸市公立大学法人において、この神戸市外大がしっかり認識してもらわなくてはならないという点は、本当にもう大事なところであります。やっぱり14億、15億という、もう本当に安くない金額がほり込まれて、これが本当に活かされているのかというところは、市民の皆さんからの強い目もあるところでありまして、何度も申しますけれども、やっぱり経営陣だけではなく、教授の皆さんとか職員の皆さんにも御理解をちゃんとしていただいて、これは決して他人ごとじゃなく当事者意識を、その方々にも持っていただかななくてはならない。一方、また教授の方々は、特に学者でありますから研究をしていただいて、そして研究成果が、何もそれが直結してお金になれとか、そういうことは絶対申すことではございません。やはり学問という探求の中では、それは申しませんけれども、やはり研究の頻度、やっぱり進捗、発表、どれだけ学会に発表されているとか、そういうところもしっかり、なかなかあまり発表されていない人と発表している人の結構差もあるというふうにも聞いております。教授の方々の差がね。

そこも踏まえて、それはやっぱり大学としての在り方としてのその成果という意味では、そういった発表もちゃんとされているとか、ただただ授業をこなしているだけで、講義したら終わりという。それでは全く駄目ですので、やっぱり教授陣の皆様にも、これだけの一般財源が投下されているということをちゃんと認識していただいた上で、しっかりと取り組んでいただきたい。学者としても発表をちゃんとしていただく、研究をちゃんとして行って、それでどういふものかということを出していただいて、ああ、神戸外大の教授がこうやって発表されて、これがまたいい発表だなというふうにはほかからも引用されたり、参考文献にもされるぐらいの、そういったものになっていただきたいなと思います。その点も踏まえて、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

- 副委員長（三木しんじろう） それでは、委員長と交代いたします。
- 委員長（上嶋寛弘） 次に、報告事項、令和7年度兵庫県予算に対する提案・要望の関係分について、御質疑はございませんか。
- （なし）
- 委員長（上嶋寛弘） 次に、報告事項、神戸2025ビジョンの令和5年度取組状況及び改訂について、御質疑はございませんか。
- （なし）
- 委員長（上嶋寛弘） では、この際、企画調整局の所管事項について、御質疑はございませんか。
- （なし）
- 委員長（上嶋寛弘） では、御質疑がなければ、企画調整局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、市長室・行財政局が入室するまで暫時休憩いたします。

当局がそろい次第、再開いたします。

（午前11時8分休憩）

（午前11時10分再開）

（市長室・行財政局）

○委員長（上嶋寛弘） ただいまから総務財政委員会を再開いたします。

これより市長室・行財政局関係の審査を行います。

それでは、議案3件について、一括して当局の説明を求めます。

○西尾行財政局長 行財政局長の西尾でございます。着座にて御説明させていただきます。

それでは、お手元の総務財政委員会資料により、議案3件につきまして御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

予算第25号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、市長室・行財政局関係分につきまして御説明申し上げます。

計数につきましては100万円未満を省略して申し上げますので御了承いたします。

1歳入歳出予算補正でございますが、歳入で1億1,700万円を増額、歳出で1億7,500万円を減額しようとするものでございます。

詳細につきまして御説明申し上げますので、2ページの2歳入予算の説明を御覧ください。

第25款市債、第1項市債におきまして、発行見込額の補正により1億1,700万円を増額しようとするものであります。

続きまして、3歳出予算の説明を御覧ください。

第2款総務費、第1項総務費におきまして、海外移住と文化の交流センター改修に伴う補正として1億3,200万円を増額し、第16款予備費、第1項予備費におきまして、財政需要への対応として3億800万円を減額しようとするものであります。

続きまして、4繰越明許費補正を御覧ください。

第2款総務費、第1項総務費におきまして、海外移住と文化の交流センター改修を繰り越そうとするものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

第76号議案当せん金付証券発売の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和7年度における本市当せん金付証券を190億円の範囲内で発売しようとするものであります。

次に、5ページを御覧ください。

第77号議案神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和6年9月に本市人事委員会から、職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、国及び他の地方公共団体の給与の改定状況等を勘案し、人事委員会勧告及び報告に基づく職員の給与の改定を行うに当たり、給与条例等の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、概要資料で御説明申し上げますので、38ページを御覧ください。

まず、1. 月例給の改定 公民較差の解消でございますが、令和6年度人事委員会勧告のとおり、プラス2.72%の公民較差を解消しようとするものであります。

具体的には、各給料表について、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全級にわたり給料

月額を引き上げるもので、行政職の初任給につきましては、大学卒を2万6,300円、高校卒を2万1,400円引き上げようとするものでございます。

次に、2. 期末・勤勉手当の改定でございますが、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月、年間支給月数を0.1月引き上げようとするものであります。なお、定年前再任用短時間勤務職員につきましては0.05月の引上げ、特別職につきましては期末手当を0.1月引き上げようとするものであります。

令和6年度は、①表のとおり年末手当から引き上げ、令和7年度以降につきましては、②表のとおり夏期手当と年末手当の支給月数が均等になるよう割り振るものでございます。

次に、3. その他手当の改定でございますが、①初任給調整手当の改定につきましては、医師・歯科医師に係る初任給調整手当を支給月額の最高限度額を引き上げようとするものであります。また、②災害待機手当の改定につきましては、防災指令の発令による待機に対する災害待機手当について、勤務1回当たりの最高限度額を引き上げようとするものであります。

最後に、4. 実施時期でございますが、1. 月例給の改定につきましては、令和6年4月1日から、2. 期末・勤勉手当の改定につきましては、①令和6年度は令和6年12月1日。②令和7年度以降は令和7年4月1日から。3. その他手当の改定につきましては、①初任給調整手当の改定は令和6年4月1日から。②災害待機手当の改定は令和7年1月1日からそれぞれ実施しようとするものであります。

以上、議案3件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（上島寛弘） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、予算第25号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算の関係分について、御質疑はございませんか。

○委員（松本のり子） この海外移住と文化の交流センターの改修の1億3,000万についてお聞きします。

この本センターが海外移住と歴史及び意義の継承という設置目的としてつくられておりますけれども、今日において市として移住の歴史と意義をどのように市民に訴えようとしているのか、ちょっとそれがよく分からないので教えていただきたいんですけど。

○垣内市長室国際部長 委員御質問いただきました海外移住センターにつきまして、御回答いたします。

本センターは、海外移住の歴史及び意義の継承、それから地域に在住する外国人等との交流並びに国際的な芸術の交流を通じて、多様な文化が共生するまちづくりに資することを目的として、1928年ですね——昭和3年に国立神戸移民収容所として建設された建物を改修いたしまして、平成21年6月から開設し、現在運営を行っております。

この機能といたしましては3つございまして、移住ミュージアム機能、それから在住外国人支援機能、それから国際芸術機能のこの3つの機能を複合的に併せ持つ施設でございます。中でも移住ミュージアムにつきましては、この本センターの主要な目的、施設でありまして、1928年から1971年まで多くの移住者を支援する役目を果たしてきたこの建物の中で、当時、ブラジル移住者の方々が神戸港からの出航までに1週間から10日間、この建物で準備——いろんな生活の準備であるとか、ポルトガル語の勉強とか、そういうことをする目的でここで過ごされた日々の様子

ですとか、それから渡航した後のブラジルでの大変な苦勞をされたと、そういうような様子を当時の映像や写真で紹介をしているものであります。

来館者数につきましては、コロナ前2019年の5万2,000人ほどに比較して、昨年度は5万1,700人と、ほぼコロナ前に戻ってきておりまして、今年度につきましては10月時点でコロナ前を超えているという状況であります。利用者の属性につきましては、去年のアンケートを行ったところ、回答者のうち44%が神戸市内からの来館でございます。特に年齢構成では39歳以下の若い方が半数近くを占めるということで、特に若い方に来ていただいているという施設になっております。この特に若い方々、学生を含めて若い方々への利用促進につきまして、我々、市内の小学校・中学校では、ブラジル移民の歴史が教科書で紹介されていることもありまして、市内の小・中・高宛てに神戸市のほうから、団体見学や校外学習での利用促進、利用の呼びかけを行っております。移住の歴史と意義を学んでいただく機会を増やそうと努めているところでございます。

学生の来館者数は、小・中・高、大学の研究なども含めて、小・中・高・大の利用が4割以上を占めていると。こういった状況でございます。また、このほか来館者の中には、南米移住者の子孫の方々が、御自分の御家族のルーツを訪ねてこられて、この移住ミュージアムで当時の乗船名簿に自分のお母さん・おじいさん・おばあさんのお名前を見つけたり、写真を見つけたりというようなことをされているような方々も、最近増えているということでございます。

どんな取組をしているかということなんですけど、特に今年度は神戸市とリオデジャネイロ市が姉妹都市提携55周年ということもありまして、南米移民の歴史やこの施設の利用促進を目的に、コーヒーという切り口で、神戸のカフェにGoGoキャンペーンというのを実施させていただきました。このキャンペーンは、神戸市内のカフェでブラジルコーヒーを飲むと、オリジナルステッカーがもらえて、それをこの移住センターのほうに持っていくと抽せんをしてプレゼントがもらえるという仕組みで、この施設にふだん来られなかった方々も、今年度は特に10月はたくさんの方々が来られたということになっておりまして、あとこういうコーヒーを切り口にしたブラジルに関するオリジナルイベントを合計15回行いまして、現在のところ、まだ引き続き続いているイベントもあるんですけれども、現在のところ2,500人以上が利用されているということになっております。

このように利用促進には努めているんですけれども、今この施設の評価ということにつきましては、評価委員会でいつも評価していただいておりますけども、評価委員会の先生方からは、ダブルAということで、5段階の上から2番目の評価をいただいております。ただ、一方で評価委員からは、より社会見学や修学旅行での活用を促進してほしいという意見もございましたので、そういうことをさらにPRできるように努めていってまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 委員（松本のり子） おっしゃったことは十分よく分かるんですけども、5万1,000人利用者がいると。それは1階、2階のこの移住センターだけ見たらもっと少なくなると思うんですね。3階、4階、5階の交流センターの部分がありますから、そういうところも含めた数だとこれは思うんですね。私も何回かここ寄せてもらってるんですけども、本当に人が少なくて、もう3人、4人ぐらいがぱらぱらと来てる程度なんでね。せつかくこういう25万人以上の人たちが、ここからブラジルのほうにずっと移住をなさったという、その歴史そのものを、もう少し市民に多く分かるような方法ってないのかなということを感じます。これは知ってないところに来れませんので、そういう意味では、もうちょっとあの山本通3丁目から下のほうにずっと神戸港まで行く道

すがら、ずっと本当、坂道を下りていきながら、どんな気持ちで、もう帰ってこれないかも分からないブラジルのほうに行かれたのか、そういった思いの1つ1つが、やはりイペの——ブラジルの国花であるイペの花があちこちに咲いてますよね。4月になったら元町駅の南側の交番の——交番もブラジルの教会をかたちどった、六角形か八角形がよく分かりませんが、その交番があって、その横にイペの花がいっぱい咲いてるっていうので、もっとこう線的につながったものにして、あの移住センターをみんなに見てもらえるような、まち全体をつなげたものにしていく必要というのが、工夫が必要じゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

- 垣内市長室国際部長** まち全体でということなんですけども、先生おっしゃるように、神戸市内には海外移住と文化の交流センターをはじめ、JR元町駅の前の交番であるとか、あとメリケンパークに移民船の乗車記念碑であるとか、イペの花がトアロードを含め街路樹として植えさせていただいていると、そういう所があります。皆さん、ここに移住センターにいらっしゃった方々は、このトアロードなり鯉川筋を通して船に乗船したということで、このルートをよりPRするために、移住センターのマップというのをつくりまして、今、PRをしているところです。

それからもう1つ御紹介しますと、毎年4月にブラジル移民祭というのをやっておりまして、これは先ほども申し上げたこの道をみんなでたどるというイベントなんですけど、今年も165人の方が参加をされました。なので、このほかこういう取組をインスタグラムとかユーチューブでPR、情報発信を行ってまいりたいと思います。また、今回の姉妹都市のキャンペーンで、これまで知らなかった方に移住センターを知っていただくことも増えてきているので、そういう方々にさらに来ていただくということを考えております。また、指定管理が来年度でまた新しい指定管理者に代わりますので、次の指定管理の公募に向けて、様々な仕掛けを御提案をいただきたいと思って、そのための準備をしていきたいと思っております。

以上です。

- 委員**（松本のり子） ぜひ、なぜ25万人もの人が神戸港で、あと横浜港もそのぐらいだと思うんですけども、そういう人たちがブラジルや南米のほうに出ていかなければならなかったのか、そういった歴史がもうひとつ分からないんですよね、移住センターへ行っても。確かに一番最初行ったときは大きな日本地図があって、そこにどの市や町からどれだけの人が出ていったかと。それを見たら、やっぱりすぐ分かったのが、本当に厳しい地方の県の人たちが結構多く出ていったので、そういう日本の歴史っていう、その当時の歴史というものも含めて、それを今、私たちは学ぶ必要があるんじゃないかなと思いますので、それが今、その地図がもう本当に小さくなっているんですよ。壁一面にあったのが、いつの間にか本当にちっちゃくなってね、私、何でだろうと。本当に歴史を歪曲とまでは言いませんけれども、やっぱりその辺はしっかり見ていく、それを子供たちも学んでいく必要があると思いますので、そういったことも含めた、今の取組プラス歴史というものを、もう少し前面に出していただきたいということを申し上げて終わります。

- 委員長**（上畠寛弘） 他にございませんか。

（なし）

- 委員長**（上畠寛弘） 次に、第76号議案当せん金付証券発売の件について、御質疑はございませんか。

（なし）

- 委員長**（上畠寛弘） 次に、第77号議案神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条

例の件について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） では、この際、市長室・行財政局の所管事項について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） では、御質疑がなければ、市長室・行財政局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

この際、選挙管理委員会が入室するまで暫時休憩いたします。

当局がそろい次第再開いたします。

（午前11時27分休憩）

（午前11時29分再開）

（選挙管理委員会）

○委員長（上島寛弘） それでは、総務財政委員会を再開いたします。

これより選挙管理委員会関係の審査を行います。

では、選挙管理委員会の所管事項については私から質疑をさせていただきますので、副委員長と交代させていただきます。

では、質問させていただきます。

先日、執行されました兵庫県知事選挙でございます。この兵庫県知事選挙で、候補者はそんな多くなかったのに、結果としてめちゃくちゃ大量の掲示板を設置することになって、これは神戸市内だけではなく兵庫県内全体のことでございまして、これはNHK党の立花さんが候補者をいっぱい擁立するというの御発言をもって、既にあちらの党では東京都知事選でもすごいことになって、クリアファイルにもぶらぶらぶら下げるみたいなことにもなっていたので、それはそういうふうな発言があって報道もされたら、神戸市選挙管理委員会もほかの選挙も対応せざるを得ないなということは理解しているところでございます。これで本当に突貫工事で大変な業務にもなっていたというふうにも聞いてございますし、ポスター掲示板の区画等も度々変更されて、その都度、市内の2,500か所以上のポスター掲示板の区画の追加工事を行ったというふうにも聞いております。

ポスター掲示板の設置数自体は政令で決められていることも承知しておりますから、なかなか神戸市独自に減らすとかいうこともできないと思いますし、大変だとは思いますが、やっぱりこの事態が、例えば発言でね、次の市議会議員選挙ではこっだけ擁立します、100人擁立しますという、もう対応ができなくなってくるわけでございます。当然、この政令の改正等は国がしなくちゃならないところではあるんですけども、やっぱりこの事態をちゃんと現場の基礎自治体の声として届けてもらいたいと思います。デジタル化が進展する現代において、これだけ多くのポスター掲示板を設置する必要があったのかということも疑問に思いますし、そもそもそのポスターだけで判断するというのもナンセンスだと思いますね。結局、顔と名前しか載れないし、顔だって加工しまくって、本人かどうか分からないような人も中にはいらっしゃいますから、それって判断材料として民主主義の根幹たる選挙でどうなんだというふうにも思いますので、ポ

スター掲示板について、時代に合った適切な設置数となるよう、まずは国に見直しを働きかけていただきたいと思っておりますが、この点について見解はいかがでしょうか。

○長谷選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

ポスター掲示場でございますが、各候補者が自らの選挙運動のために使用するポスターを一斉に掲示することによりまして、候補者間の平等が図られるとともに、有権者の方が各候補者の政見を1か所で見ることができるよう設けられているものであって、選挙公営の1つであります。

知事選挙のポスター掲示の設置数、総数につきましては、公職選挙法第144条の2第2項の規定により、1投票区につき5か所以上10か所以内において政令で定めるところ——政令というのは投票区ごとの面積ですとか、選挙人名簿の登録者数なんですけれども、こちらにより算定することとされておりまして、神戸市の場合、先日執行された知事選挙のポスター掲示場は市内全体で2,527か所となるものです。御指摘のとおりインターネット選挙運動の解禁や選挙公報のホームページへの掲載等によりまして、選挙人が候補者の政見等に触れる機会は従前に比べて格段に増加しております。ポスター掲示場が果たす役割はこれに相対的に低下していると考えられますことから、神戸市選挙管理委員会を含む20の指定都市で構成されます指定都市選挙管理委員会連合会では、ポスター掲示場の設置基準を緩和するよう、本年6月に国に対して要望を行ったところでございます。いずれにいたしましても、市選挙管理委員会といたしましては、このたびの知事選挙におけるポスター掲示場の設置に関しましては、度重なる区画数の変更によりまして、対応に大変苦慮したところでございますので、国への要望書の提出にとどまらず、あらゆる機会を捉えて、国に地域の実情を訴えてまいりたいと考えております。

○委員長（上島寛弘） 公職選挙法のいろいろ課題も浮き彫りになりましたし、実際にこの政令におけるポスター掲示板の数が定められているということで、なかなか神戸市だけでできるところではないんですけれども、やっぱり6月にも申入れをしてくださっているところでありまして、やはり政令に関しては、これは別に国会の審議とかは関係ないですよ。なので、その辺りは当然、しっかりこの点についても、もちろん国会でもいろいろ立法機関としての責任を果たしてもらわなくてはならないところではあるんですけれども、しっかりこれは要望も伝え、こういった状況が続くのであれば、本当にポスター掲示板要るのかと。本来ならお金とかがかからないように、なるべく公費でやって、金持ちだけじゃなく、どんな所得の方であっても立候補できるなら立候補できるというふうにして、それが1つなつたのに、政令で多くの皆様に知っていただくために、みんなに掲示板を見ていただくためにということが目的化して、ある種、被選挙権の行使のハードルになっているかもしれません。新人からしたら、あのポスターの掲示版のすごい数って大変だとも思いますし、このあたりも踏まえて、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次でございますが、さきの知事選挙において、これも報道されましたけども、稲村和美候補の選挙事務所用看板ですね、公選法で規定された大きさを超過していたため、兵庫県選挙管理委員会が撤去するよう指導した事例があったというふうに承知しております。これ報道もされておりましたので聞きますけども、知事選挙を管理執行するのは県の選挙管理委員会ではありますけども、これ神戸市内における事務所でしたから、神戸市選挙管理委員会としても選挙事務所を見回るなどして、早期に公選法に違反する看板を撤去させるべきでなかったかと思うんです。

というのは、やっぱりこれかなり終盤になってからの兵庫県選管からの指導で、神戸市選挙管理委員会も実際に現地を確認をしたというふうにお伺いしましたけども、やはりこの点について、

市議会議員選挙だったらね、大量のもう候補者もいっぱいいますし、それはなかなか大変だと思いますけども、この知事選挙でございまして、全国的にも注目された選挙でございましたので、やはり規定された大きさを超過していたというふうに、1枚外して2枚を何か重ねて候補の名前を読ませるようにしてたから、今回指導されたというふうに聞いてますけども、この点について、対応がちょっと遅かったのではないかというふうに思いますし、これも1つ、看板は3つとか、そういったこととか大きさが決まっているのも、やはりこれはお金がある人だけがいっぱい看板立てれるというふうにならないようにしているルールでもございますから、この点についても、しっかり神戸市選挙管理委員会としてすべきでなかったかなと、兵庫県選管とかも連携してやるべきだと思ったんですけども、このあたりについての見解はいかがでしょうか。

○長谷選挙管理委員会事務局長 お答えを申し上げます。

御指摘の立札・看板につきましては、それぞれに選挙事務所の表示があったものの、2枚の立札・看板を横に続けて掲示することで、同法、公職選挙法で認められた大きさの制限を超える一体の立札・看板として認められたことから、兵庫県選挙管理委員会が指導した結果、撤去命令が発せられる前に当該候補者が撤去したものと、このように承知をしております。この点、公職選挙法第147条の規定により、都道府県または市町村の選挙管理委員会は、同法、公職選挙法第143条等の規定に違反して掲示された文書図画があると認めるときは、あらかじめその旨を当該警察署長に通報した上で撤去させることができると、このようにされておまして、実際に先日執行されました衆議院議員総選挙や知事選挙におきましては、区の選挙管理委員会が違法な文書図画、ポスターでございまして、こちらについて撤去命令を発出し、当該文書図画を撤去させたということでございます。

現在の市・区選挙管理委員会の限られた人員体制の中で、御指摘のように見回することは難しいかも分かりませんが、いずれにいたしましても選挙管理委員会といたしましては、選挙が公明かつ適正に行われますように、引き続き警察当局とも連携を密にしながら、違法な文書図画の撤去命令の発出を含めて、適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

○委員長（上嶋寛弘） 何とぞその点よろしく願いいたします。

最後でございまして。東灘区において、期日までに選挙公報を配付し忘れた事案があったというふうに承知してございます。これは枚数でいうと20部ほどというふうに聞いておるんですね。これ、私は責め立てるつもりは全くありません。むしろ配付に御協力いただいている自治会や婦人会の皆様に感謝していて、かなり御負担の中でもやっつけてくださっているのです、この点は前もって言うておきますけども、この選挙公報の配付を担っている婦人会・自治会の皆さんも高齢化もしております、全戸に配付すること自体が非常に負担になっています。以前、公報が配付されなかったってぎゃあぎゃあ攻撃されているようなこともありましたけども、そうではなく、やっぱりこの点について、御負担になっている中でもすごく御対応いただいている。先ほどのポスター掲示板の質疑とも関連しますけども、デジタル化が進展する現在において、選挙公報の配付の在り方も考え直すべきだと思いますし、区役所や自治会館、福祉センター様々な場所にもお配りして、一応見れるようになっているような状況でもありますので、やはりこの点について、全戸配付というのは今もうかなり難しい。マンションでも入れない所、じゃ管理人さんに預けるといふところもあるけど、じゃあ実際に管理人さんがそれで配るケースもあれば、当然、配らないケースもあるわけですし。そういったことを考えると、本当に自治会や婦人会の皆様には感謝するところでありまして、今回確かに20部ですね、この方はなかなかそれこそ御負担だったと、働き

ながらのそういった配付を求められ、なおかつ輪番で回ってくる役なんですよ、その配らなきゃいけない班長さんですね。いわゆる町内会の中の班長さんが、たまたまその年、この年度で選挙があつて回ってきたから配らなきゃいけなかったけど、それでじゃあ報酬もらっているからどうだとかいうて、それ6円で掛ける20部で120円ですよ。そんなことでそんなに御負担なんか求められるわけなくて、本当に大変な状況であつたので、この点について、ぜひこれは厳しくなるとはしてもらわないでいただきたい。おまえ、何でこれちゃんとやらなかったんだっていうことは言わないでもいただきたいですし、やはりこの在り方についても、国に対しても見直しも考えていただきたいというふうに思いますので、今回、事務局長自体、国から来られて、総務省から来られていらっしゃると思いますので、国に対してもお声はかなり今、円滑にコミュニケーションも取れるというふうにも考えて期待してございます。この点についてもしっかりやっていただきたいと思いますが、見解についてお伺いいたします。

○長谷選挙管理委員会事務局長 お答えを申し上げます。

選挙公報でございますけれども、有権者の方に候補者の政見ですとか経歴等を知らせるための重要な媒体でございます。その配付につきましては、公職選挙法第170条第1項の規定によりまして、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに配付するものと、このようにされておるところでございます。このため本市におきましては、婦人会や自治会といった地域団体、郵便局等に選挙公報の配付を依頼しているところでございます。一方で、委員長から御指摘のありましたとおり、選挙公報の配付に当たりましては、婦人会や自治会といった地域団体にかなりの御負担をかけているということも事実でございますので、持続可能な選挙公報の配付方法の在り方について、検討する必要があるというふうに認識をしております。

なお、先ほども申し上げました指定都市選挙管理委員会連合会でございますけれども、こちらにつきましても、選挙公報の配付をホームページへの掲載や公共施設への設置といった補完措置を講じることにより、努力義務規定にすることですとか、投票所入場券等に選挙公報を掲載したホームページの二次元コードを表示して配付することを、選挙公報の配付方法の1つとして認めるように、国に対して同じく本年6月に要望したところでございます。いずれにいたしましても、選挙公報の各世帯への配付につきましては、神戸市のみならず多くの自治体が苦慮しているというふうに聞いておるところでございますので、国への要望書の提出にとどまらず、いろいろな機会を捉まえて国に訴えかけてまいりたいと思っております。

○委員長（上嶋寛弘） ありがとうございます。様々学びもある選挙だったというふうに思いますし、実際に神戸市選管としても、他の政令市とも連携してやっていただいていることも分かりましたので、引き続きこの声については、選管だけではなく我々のほうからも声も上げていきたいと思っておりますので、ぜひ引き続き取り組んでいただいて、このやり取りも含めて共有を国のほうにもしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○副委員長（三木しんじろう） それでは、上嶋委員長と交代いたします。

○委員長（上嶋寛弘） では、他に選挙管理委員会に質疑はありますか。

○委員（平井真千子） 10月27日の衆議院選挙の投票日に、実際に私、選管のほうに通報はさせていただいたんですけれども、投票日の昼間ですけれども、新長田駅の前で2名の男性が、選挙に行こうというのぼりを立てて立っていた。通行人の方と会話をしたりされているのを見まして、その方たちの格好が、ある政党のユニフォームを思わせるような色味のおそろいのポロシャツ

ツを着られてまして、私、ちょっと近くに行って見てみたら、別にその政党名とかは何も書いていない無地ではあったんですけども、非常にその政党がイメージカラーとして選挙中もずっと皆さんでそのおそろいの格好をしているというようなものだったので、確認はできなかったけれども、ちょっとそういう活動を想起させるものではあったんですね。ただ、もしかしたら市の選管が、そういう活動でもされているのかなと思いましたが、通報というか、市の選管委員の方にお電話して確認させていただいたら、市の選管ではそういうことはしてないということで、一般の方であろうと思うんですけども。

ただ、これが新長田駅以外でもいろんな所でもし組織的にやってたということであれば、幾ら特定の政党や候補者名を出してなかったとしても、ちょっと問題があるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょう、ほかの場所で同じような通報というのはあったんでしょうか。

○長谷選挙管理委員会事務局長 お答えを申し上げます。

委員から御指摘のあった件につきましては承知はしておりますけれども、ほかの事案については承知をしていないところでございます。それで、個別の事案については、ちょっと選管に実質調査権がございませんので、一般論としてお答えを申し上げますが、純粋な啓発活動を選挙当日にやると、我々のような選挙管理委員会がやるということであれば、これは特段、公職選挙法129条に抵触するものではないんですけども、特定候補者を応援している団体が啓発と言いながら、実際には選挙運動をやっていると認められるということであれば、これは公職選挙法第129条に抵触するおそれがあるというふうに考えております。いずれにいたしましても、我々には実質的な調査権はありませんので、最終的には捜査機関が捜査した上で司法によって判断されるべきものというふうに考えております。

○委員（平井真千子） はい、分かりました。私もその場で事実確認したかったので、それちょっと建物の中から見えたもので、現場に行って話しかけようかなと思ったんですけども、もしかしたら既にどなたかに何か注意を受けたのか、何か慌てた感じで撤収をされてしまったので、ちょっとお話は聞けなかった、実際にどういう意図を持っていたのか、また通行人の方とどういった会話をしていたのかなというのも分からなかったんですけども、ただ調査権はないとはいえ、投票日には選挙運動をしてはいけないというような、そのぎりぎりを狙うような活動を、もし違反と分かりながら組織的にやっているということで、組織的にとか、候補者の団体がやっているということであれば、非常に問題があるのかなと思いますので、ちょっと今回実際にこういうことがありましたので、投票日当日、大変忙しいとは思いますが、事務局では、調査権もないということですけども、ちょっと本当に前段の質問でも委員長からの質問でもありましたけれども、すごく公職選挙法の間を狙うような活動をというのが、どうも蔓延するような世の中になってしまっているの、ちょっとこうした今までない動きということも注視していただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（上嶋寛弘） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） 他に御質疑がなければ、選挙管理委員会の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様におかれては、選挙管理委員会が退室するまでしばらくお待ち願います。

（午前11時46分休憩）

（午前11時47分再開）

○委員長（上嶋寛弘） それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第25号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち本委員会所管分については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第74号議案神戸市基本構想の策定の件については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） では、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第75号議案神戸市公立大学法人に係る定款の変更及び第4期中期目標の策定の件については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」「異議あり」声あり）

○委員長（上嶋寛弘） では、原案を承認するという意見と原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（上嶋寛弘） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第76号議案当せん金付証票発売の件については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） では、本件は原案を承認することに決定をいたしました。

次に、第77号議案神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） それでは、本件は原案を承認することに決定をいたしました。

次に、陳情第105号について各会派の御意見をお伺いいたします。

まず、自由民主党さん。

○委員（平井真千子） 結論は、審査打切を主張いたします。

環境施策として太陽光パネルの設置についてどのように検討すべきなのかとか、あと建物の跡地活用の検討の手順についてというようなところで、もう少し住民の方に正しい御説明をしていただけたらなという思いはございますけれども、おおむね当局の説明を了といたしまして、打切りでと思います。

○委員長（上嶋寛弘） 次に、日本維新の会さん。

○委員（ながさわ淳一） 陳情の要旨の1については、その太陽光パネルの効率的な設置ができないことであるとか、維持費・修繕費など事業の採算性を考慮し見送っており、環境省の補助メニューの活用についても、蓄電池の設置も含め、導入費用がさらにかかる懸念があります。

続いて、陳情の要旨の2、3については、現時点で確定していることはなく、今後、全市的な観点から地域ニーズ等を踏まえて総合的に利活用の検討を進めていく必要があるとの当局の説明を了として、審査打切を主張させていただきます。

今後のその雲中地域センターと旗塚児童館跡地の計画については、当局として地域ニーズを踏

まえて、地域住民へ丁寧な説明を行い進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（上嶋寛弘） 次に、公明党さん。

○委員（吉田謙治） 結論は審査打切でございます。理由を以下述べます。

第1に、太陽光発電については、2つの意味で費用対効果に課題があります。第1は、新しい建物の屋根に設置する場合、現時点では設置費用が発電による効果を大幅に超えること。第2に、太陽光発電で化石燃料の使用を減らすという効果を追い求める場合、その規模や場所などでより効果の大きな取組が想定されるところです。技術的な進歩により効果が十分認められる可能性がないわけではありませんので、全くその設置を否定するものではありませんか、現時点でその設置を求めることは難しいと言わざるを得ないところです。

第2に、地域福祉センター等の跡地活用について、地域住民の希望・意見を聞く機会を設けてほしいという件であります。既に毎年行われている、いわゆる区政懇談会でも住民の皆さんの意見・希望をおっしゃっていただく機会があります。もちろん、いわゆる出前トークや市長への手紙など、区や市の広聴窓口に対する要望はいつでもできます。本日の当局の答弁では、今後、地域ニーズをはじめ市民ニーズ把握のため、行財政局資産活用課が調整役となって、市民ニーズについて神戸市各局に意見を聞くとのことであり、そのタイミングに合わせて地域住民の御意見を改めてお伺いするとの趣旨であります。また、その際、地域住民の総意の形成については、自治会をはじめ地域で活動される地域団体・地縁団体の意見集約について、区役所が調整いただくものであり、地域住民の意見・要望を聞かずに何らかの対応をすることはあり得ないところであり

最後に、売却するかどうかについて、現時点ではこれから地域住民の総意を形成する段階であり、売却方針はあり得ません。

以上のことから、本陳情については打切りとする次第であります。

以上です。

○委員長（上嶋寛弘） 次に、日本共産党さん。

○委員（松本のり子） 陳情第105号は採択を求めます。

まず、陳情者のおっしゃる建設されようとしている建物にパネルをつくるというのはもっともなことで、今、原子力発電や化石燃料に頼るのではない、そういった考え方が多くなっている中、陳情者の言うことはもっともだと思います。また、予算がないので今後は安くつけられるようになれば、神戸市としてはつけるために場所だけこのままつくっておくとも言われておりました。だったら、やはり今、きちんとしっかりと費用対効果を求めるのではなく、つくるべきだと思います。

また、跡地に関しては、市全体で考えていくという答弁でしたけれども、そこに住んでいる地域の人たちの声をまず最初に聞くべきであると、地域の人々の福祉に利するような建物を計画されることを希望するという、この陳情者の思いはもっともだと思いますので、採択を求めます。

○委員長（上嶋寛弘） 次に、こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） 陳情第105号につきましては、当局の説明を了として打切りといたします。

○委員長（上嶋寛弘） 次に、平野章三委員。

○委員（平野章三） 不採択です。

○委員長（上嶋寛弘） 以上のように各会派の御意見は、採択、不採択、審査打切の3つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（上嶋寛弘） 挙手少数であります。よって本件は採否を決しないことに決定いたしました。したがって、審査打切とさせていただきます。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（上嶋寛弘） 本日御協議いただく事項は以上でございます。

本日の委員会は、これをもって閉会いたします。御苦労さまです。

（午前11時55分閉会）